第五号様式　（平18内府令86・全改、平19内府令65・令元内府令２・令２内府令75・一部改正）

【表紙】

【提出書類】　公開買付撤回届出書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【届出者の氏名又は名称】(1)

【届出者の住所又は所在地】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【代理人の氏名又は名称】(2)

【代理人の住所又は所在地】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【縦覧に供する場所】(3)

名称

（所在地）

1　【公開買付けの内容】

(1)　【対象者名】

(2)　【買付け等に係る株券等の種類】

(3)　【公開買付期間】

2　【撤回等の公告又は公表】(4)

(1)　【公告又は公表日】

(2)　【公告掲載新聞名又は公表の方法】

3　【撤回等の理由】(5)

4　【株券等の返還方法】(6)

(1)　【株券等の返還方法及び返還場所】

(2)　【返還の開始日】

(3)　【株券等の返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び所在地】

（記載上の注意）

(1)　届出者の氏名又は名称

複数の者が共同して公開買付けを行った場合には、それぞれの者について記載すること。

(2)　代理人の氏名又は名称

非居住者が届出をする場合に、本邦内に住所又は事務所を有するものであっ

て、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者（以下この⑵において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。

⑶　縦覧に供する場所

第33条第２項及び第３項の規定による縦覧について記載すること。

⑷　撤回等の公告又は公表

公告日及び公告掲載新聞名について記載し、公告の内容を記載した書面を本届出書に添付すること。法第27条の11第２項ただし書の規定により公表を行った場合には、公表日及び公表の方法について記載すること。

⑸　撤回等の理由

公開買付届出書において記載した撤回等の条件となる事情の発生を具体的に記載するとともに、当該事情の発生があったことを知るに足る書面がある場合には、当該書面を本届出書に添付すること。

当該撤回等の条件となる事情について第26条に規定する軽微基準が存在する場合には、当該軽微基準に該当しないことについて具体的に記載すること。

令第14条第１項第２号に掲げる事由により撤回等を行う場合には、同号イ又はロに定める決定がなされることを回避するために講じた方策について具体的に記載すること。

第26条第４項に定める事由により撤回する場合には、同項の決定がなされることを回避するために講じた方策について具体的に記載すること。

⑹　株券等の返還方法

応募に際し株券等を提供させた場合に記載すること。